

高圧ガス容器管理台帳（授受管理用 様式）

消費事業所名：

容器管理責任者：

受入れ年月日	容器記号	容器番号	ガス種別	貯蔵場所等	返却年月日
/ /					/ /
/ /					/ /
/ /					/ /
/ /					/ /
/ /					/ /
/ /					/ /
/ /					/ /
/ /					/ /
/ /					/ /
/ /					/ /
/ /					/ /
/ /					/ /
/ /					/ /
/ /					/ /
/ /					/ /
/ /					/ /

一般高圧ガス引渡し先保安台帳
【医療用途を除く消費事業者及び販売業者】

得意先コード	会員登録	年 月 日
--------	------	-------------

※得意先コードは、販売業者の容器管理システムあるいは、取引記録がある経理システム上の当該引渡し先のコード番号を記入する。

会社名	〒	-	FAX
引渡し先所在地	TEL		

※MAPは、本データをパソコン上等で保存する場合に、Web地図サービス提供のアドレスを入力する。

高圧ガス状況	<input type="checkbox"/> 第1種製造	<input type="checkbox"/> 第2種製造	<input type="checkbox"/> 第1種貯蔵	<input type="checkbox"/> 第2種貯蔵	<input type="checkbox"/> 特定消費	<input type="checkbox"/> 消防法第9条の3届出
保安責任者	部署	部署	部署	部署	部署	受取人責任者
部署役職	氏名	連絡	部署役職	氏名	連絡	部署
	[e-mailto:]			[e-mailto:]		[e-mailto:]
販賣実績	年 月	容器規格	年 月	期量	年 月	販賣実績
						年 月 本 貸与契約
販賣開始日	年 月 日	販賣説明紙				
販賣店舗	年 月 日					
販賣店舗	年 月 日					
販賣店舗	年 月 日					
販賣店舗	年 月 日					
第一種	m	第二種	m	消費量の場所	口事業所内	口現場持出

※高圧ガスの引渡し先において、引渡し先での保安責任者(旧書式での「取扱い責任者」)は必ず記入し、容器での提供先は容器受払責任者を、ローリーによる提供先にはローリー受け责任人の選任を要請する。
※置場距離は、それぞれ第一種に容器置場から直近の第一種保安物件までの、第二種に第二種保安物件までの距離を記載する。

引渡し方法	引渡し所	消費量の目的	消費の方法／容器の種類					指 導 書					
M S D S	引き渡しガス 記	直 送 運 送	店 頭 納 頭	販 售 時 間	溶 浴 水 用 料	燃 然 生 活 用 料	単 品 化 料	配 管 管 材	L G C ル E	G ル C ル E	開 放 金 屬	そ の 他	
液化石油ガスを販売する場合につける画面等													
圧縮天然ガスを燃料の用に供する一般消費者に販売する場合につける画面やその他のガスの供給についての資料等													
□MSDS 電子配布への了解	液化石油ガスを販売する場合につける画面等	□別添	圧縮天然ガスを燃料の用に供する一般消費者に販売する場合につける画面やその他のガスの供給についての資料等										□別添

※引き渡すガスごとに、MSDSの配布、その他の合致する項目に○をつける。「指導」は引渡しの状況が適法でない場合などで、消費事業者に指導などを行った場合、当該欄に○を付け、裏面に詳細を記録する。

一般高圧ガス引渡先保安台帳（裏面）
【医療用途を除く消費事業者及び販売業者】

<input type="checkbox"/> 取引先が販売業者の場合		届出	年月日	販売責任者 (販売主任者)名	
--------------------------------------	--	----	-----	-------------------	--

※高圧ガスの引渡し先が販売業者等の場合で、引き渡した高圧ガスを再販する場合には、その販売するガスに応じて、そのガスの届出ごとに販売主任者などを記録しておく。

周知記録	周知が <input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要 な引渡先	周知日付 <input type="checkbox"/> 周知した者の氏名 周知した者の氏名	年月日 年月日	年月日 年月日	年月日 年月日
	保有情報の 記載	冊子・書類 <input type="checkbox"/> 回覧 <input type="checkbox"/> 金庫・講習 <input type="checkbox"/> 吊下げ・括書き <input type="checkbox"/> その他		ポスター・ちらし類 <input type="checkbox"/> 貼出など	

※周知文書を配布した場合は、周知文書に添付の周知文書受領書を保存し、配布年月日をここに転記する。

実施回	点検・保安・清潔管理に関する事項		対象者	別添
	年月日	年月日		
年月日				<input type="checkbox"/>
年月日				<input type="checkbox"/>
年月日				<input type="checkbox"/>
年月日				<input type="checkbox"/>
年月日				<input type="checkbox"/>
年月日				<input type="checkbox"/>
年月日				<input type="checkbox"/>
年月日				<input type="checkbox"/>
年月日				<input type="checkbox"/>
年月日				<input type="checkbox"/>
年月日				<input type="checkbox"/>
年月日				<input type="checkbox"/>
年月日				<input type="checkbox"/>
年月日				<input type="checkbox"/>
年月日				<input type="checkbox"/>
年月日				<input type="checkbox"/>
年月日				<input type="checkbox"/>
年月日				<input type="checkbox"/>
年月日				<input type="checkbox"/>
年月日				<input type="checkbox"/>
年月日				<input type="checkbox"/>
年月日				<input type="checkbox"/>
年月日				<input type="checkbox"/>
年月日				<input type="checkbox"/>

※保安記録記載事項

引渡し先に対して行った保安上の指導、助言、あるいは高圧ガスにかかる事故、災害の状況、及び容器、配管、施設など異常の有無及びそれに応じてとった措置、その他保安上の資料となる事項。（指導フォーム、事故報告、教育報告などを添付してください）

保安責任者 (販売業者)	年月日～	年月日～	年月日～	年月日～	年月日～
	年月日～	年月日～	年月日～	年月日～	年月日～

※保安責任者は、販売業者側の当該引渡し先に対する販売上の保安責任者を記入する。年月日には選任された日付を記入する。

高圧ガス消費先点検表

点検年月日 年 月 日

点検ガス名：酸素・アセチレン・窒素・アルゴン・炭酸ガス・液化石油ガス

私ども販売業者は高圧ガス保安法及び保安規則を遵守し、高圧ガスの貯蔵、販売、移動等高圧ガスの取扱いについて最大の努力をいたしましたが、貴事業所におかれましても、一般高圧ガス保安規則第59条及び第60条に定める「消費の基準」並びに下記点検事項及び一般管理事項を守られ、高圧ガスによる災害を防止されますよう安全管理、運用をお願いいたします。

販売店名

殿

立合者名

㊞

点検者名

(電話)

()

I 高圧ガス容器保管状況

1 - 1 高圧ガス容器置場の 有・無	良 否
1 - 2 通風・換気の良・否 (40度C以下に保つこと)、直射日光、風雨にさらされていないか	良 否
1 - 3 転倒、転落防止の設備がなされているか	良 否
1 - 4 警戒標識(高圧ガス置場、関係者以外の立ち入り禁止、火気厳禁(2M以内)可燃性ガス、支燃性ガス、不燃性ガスの区分等)	良 否
1 - 5 充瓶、空瓶の区分けがされているか、ガス容器のバルブが完全に締められているか	良 否
1 - 6 消火装置は適正に装備されているか (B-10粉末消火器 本)	良 否
1 - 7 容器キャップは確実に取付られているか	良 否

II 消費設備の状況

2 - 1 消費設備の使用前、終業時点検が行われているか (ガス漏れ・器具不良・記録簿等)	良 否
2 - 2 集合装置及び配管にガス漏れ箇所、腐食部分はないか	良 否
2 - 3 容器への取付け部 (容器バルブ出口) にガス漏れはないか	有 否
2 - 4 安全器 (乾式、水封式) は取付られているか	良 否
2 - 5 調整器及び圧力計は正常なものが使用されているか	良 否
2 - 6 ゴムホースからのガス漏れ及びゴムホースと調整器・吹管との連結部のガス漏れ点検が確実に行われているか	良 否
2 - 7 ゴムホースの連結部にすべてホースバンドが取付られているか	良 否

III 作業状況からみた安全性等

3 - 1 使用中の容器バルブには常時バルブ開閉ハンドルが取付られているか (開度は1.5回転以内)	良 否
3 - 2 油脂類が付着した手袋又は手袋で酸素容器及び器具を操作していないか (酸素接触部に油脂厳禁)	良 否
3 - 3 作業者の保護具の着用は充分であるか (マガネ、手袋、帽子、安全靴等)	良 否
3 - 4 消火器の有効期限が過ぎていないか、適当な本数が適当な場所に置いてあるか (B-10以上の粉末消火器)	良 否
3 - 5 高圧ガスの作業場所の通風・換気は充分か	良 否
3 - 6 アセチレン及び液化ガスの容器は立てて使用されているか	良 否
3 - 7 可燃性ガス、酸素の使用設備から5M以内は喫煙・火気を禁じ、引火性・発火性の物が置かれていないか	良 否
3 - 8 高圧ガス容器を火花の飛来する場所に置いたり、作業台や定盤かわりに使用していないか	良 否
3 - 9 ゴムホースが通路を横断している場合は、保護措置がされているか	良 否
3 - 10 作業者は労働安全衛生法におけるガス溶接技能講習修了者であるか	良 否
3 - 11 消防法関係の届出がされているか (アセチレン40kg、LPG300kg等以上を置く場合)	良 否

IV 一般管理事項

- (1) 高圧ガスの消費設備及び容器の管理、取扱いは正しく行なつて下さい。
- (2) 使用済容器は速やかに返還し、盗難や紛失防止にご配慮下さい。
- (3) ① 万一、盗難、紛失、事故発生の場合は、直ちに所轄警察署及び販売店に連絡して下さい。
- ② 高圧ガスを消費する場合は、一般高圧ガス保安規則第59条及び第60条の「消費の基準」(例示基準6、17、31、50、51、54、79)を遵守して下さい。同条項違反の場合は、高圧ガス保安法により罰金刑が科せられることがあります。
- ③ 高圧ガスの消費設備については日常点検及び維持管理を必ず実施して下さい。
- (2) 消費の方法、置場、取扱責任者等に変更あるときは、速やかに販売店へ連絡して下さい。
- (3) 消費の方法、置場、取扱責任者等に変更あるときは、速やかに販売店へ連絡して下さい。

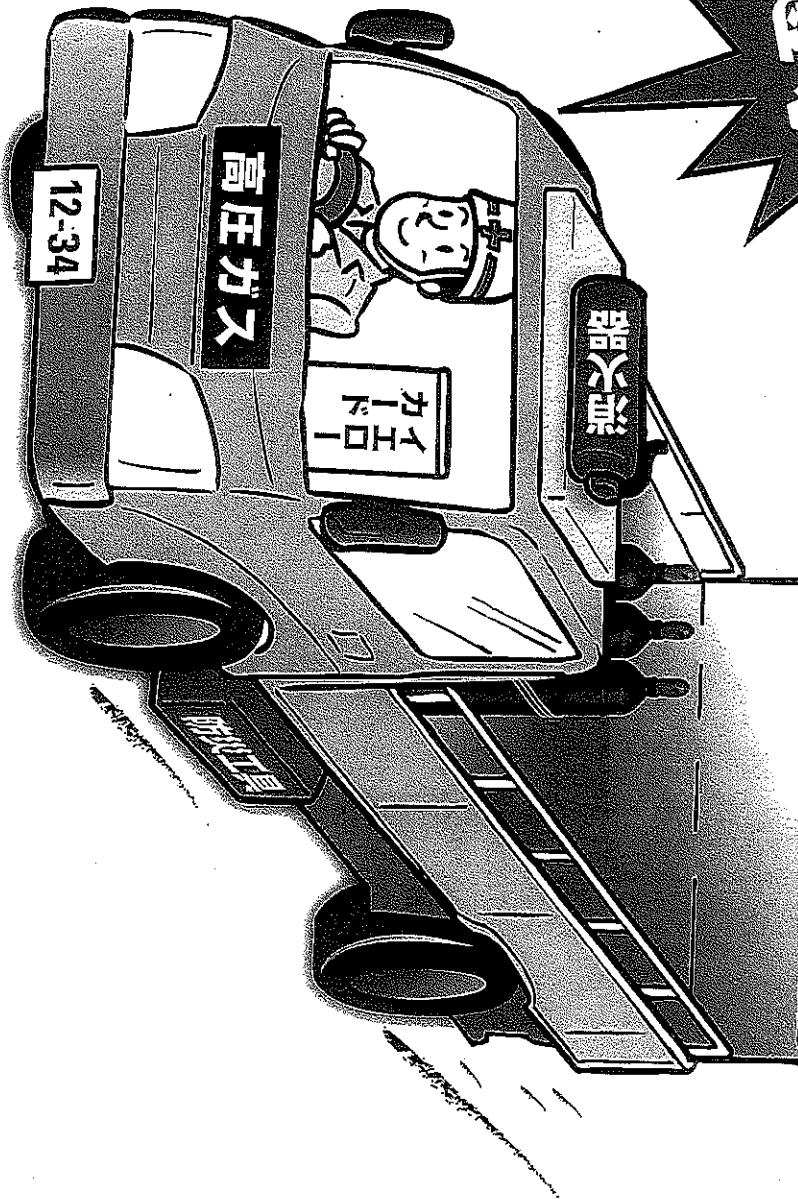
高圧ガス

**高
圧
ガ
ス**

溶接または熱切断用アセチレン・液化石油ガス、酸素 用

取扱い上の注意事項

- 高圧ガスを運ぶ車両は前後に警戒標が必要です。
- 酸素・可燃性・毒ガス等は消火器と防災工具と一緒にカードが必要です。



○高圧ガス保安法は、高圧ガスによる災害を防止するため、高圧ガスの製造、貯蔵、販売、移動その他の取扱及び消費並びに容器の製造及び取扱を規制とともに、民間事業者及び高圧ガス保安協会による高圧ガスの保安に関する自主的な活動を促進し、もつて公共の安全を確保することを目的としています。

◇高圧ガス容器※について
すべての高圧ガス容器は永久に高圧のままガスを閉じ込めておるものではありません。ガスの性状、容器のつくりや販売店のサポート体制などから消費者所での容器開留期限を販売店とあらかじめ文書で取り決め、容器内のガスの残量にかかわらず、決められた期間以上滞留しないよう心がけてください。
※本画面では断つたない限り高圧ガス容器のことを単に容器と呼びます。

一般社団法人 全国高圧ガス溶材組合連合会
高圧ガス保安協会監修 / 一般社団法人 日本産業・医療ガス協会推奨

この画面は、高圧ガス保安法第20条の5第1項(周知させる義務等)に基づいて高圧ガスの消費者に対し販売契約を締結したとき及び周知後1年に1回、使用時の注意事項をお知らせするものです。高圧ガスをご使用のときは、法規(高圧ガス保安法、一般高圧ガス保安規則、液化石油ガス保安規則、容器保安規則)ならびに関係法令(労働安全衛生法、消防法、国民保護法他)を遵守され、高圧ガスによる災害防止に努められるようお願い申し上げます。

事故届 様式第 58 (第 98 条関係)

事 故 届 書	一般	×整理番号 ×受理年月日	年 月 日
	氏名 又は名称 (事業所の名称を含む。) 販売所の名称を含む。)	住所又は事務所(本社)所在地	
事 業 所 所 在 地			
事 故 発 生 年 月 日			
事 故 発 生 場 所			
事 故 の 状 況	別紙のとおり		

年 月 日

代表者 氏名

印

都道府県知事

殿

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 ×印の項は記載しないこと。
- 3 事故の状況については、別紙にできるだけ詳細に記載すること。
- 4 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができます。
この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

高圧ガス保安法における「事故」とは、経済産業省商務情報政策局産業保安部門 制定の「高圧ガス保安法事故措置マニュアル」以下のように定められています。

事故等の定義

(1) 高圧ガスに係る事故等とは、高圧法の適用を受ける高圧ガスの製造、貯蔵販売、移動その他の取扱、消費及び廃棄並びに容器の取扱（以下「製造等」という。）中に発生した事故等で、次に掲げるものをいう。なお、高圧法の法令違反があり、その結果として、災害が発生した場合には、高圧ガスが存する部分の事故に限らず「高圧ガスに係る事故等」として取り扱う。

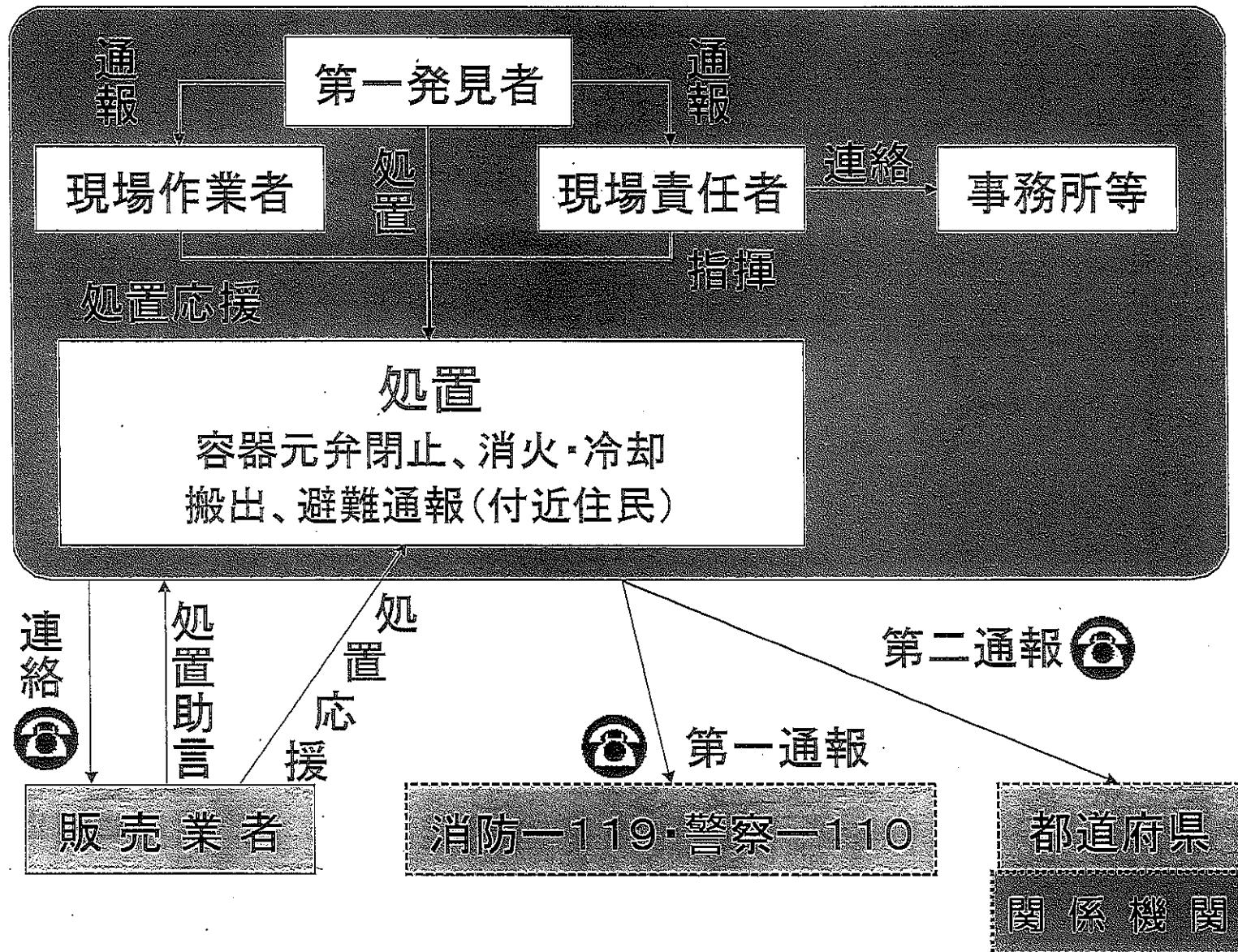
- ①爆発（高圧ガス設備等（以下「設備等」という。）が爆発したものをいう。以下同じ。）
- ②火災（設備等において、燃焼現象が生じたものをいう。以下同じ。）
- ③噴出・漏えい（設備等において高圧ガスの噴出又は漏えいが生じたものをいう。以下同じ。）

ただし、以下のいずれかの場合は除く。

1) 噴出・漏えいしたガスが毒性ガス又は可燃性ガス（液化石油ガス及び天然ガスを除く。）以外のガスであって、噴出・漏えいの部位が締結部（フランジ式継手、ねじ込み式継手、フレア式継手又はホース継手）又は開閉部（バルブ又はコック）であり、噴出・漏えいの程度が微量（石けん水等を塗布した場合、気泡が発生する程度）であつて、かつ、人的被害のない場合

- 2) 完成検査、保安検査若しくは定期自主検査における耐圧試験時又は気密試験時の少量の噴出・漏えいであつて、かつ、人的被害のない場合
- ④破裂・破損等（設備等の破裂、破損又は破壊等が生じたものをいう。以下同じ。）
- ⑤喪失・盗難（高圧ガス又は高圧ガス容器の喪失又は盗難をいう。以下同じ。）
- ⑥高圧ガスの製造のための施設、貯蔵所、販売のための施設、特定高圧ガスの消費のための施設又は高圧ガスを充てんした容器が危険な状態となつたとき。
- ⑦その他

高圧ガス緊急時連絡体制図



保安教育訓練実施記録

保安責任者	答署責任者	教育担当者

教育方法	
実施年月日	年　月　日（　　：　～　：　）
場所	
講師	
題目	
内容	内容・主旨
内容	詳細・参考文献など
摘要	

高圧ガス容器賃貸借契約書

本契約者は高圧ガスの販売に伴つて生ずる高圧ガス容器の貸借と、その管理に関する
消費事業者 _____ (以下「甲」という。)と
供給事業者 _____ (以下「乙」という。)との間に於いて、次のとおり契約を締結する。

第1条 甲は、高圧ガスの消費に必要な高圧ガス容器(以下容器といふ)を乙から、高圧ガス納品の都度必要
本数を借り受ける。

第2条 甲は乙から下記のとおり貸与を受けようとする容器、本数を概ね想定し、これに対して下記の保証
金(以下「預かり保証金」という。)を乙に差し入れる。
_____ 本 金 _____ 円

第3条 甲は、乙から借り受けた容器に關し、善良な管理者の注意をもつて、高圧ガス保安法や兵庫県高圧ガ
ス容器保安対策指針および労働安全衛生法等の関連規定に従い責任を持って管理し、甲乙共に未尾に
記載の「高圧ガスを供給する容器に關する注意事項及び手続(参考資料9)」を遵守する。また受渡し
から引取りまでの貸与期間中、使用上的一切の責任は甲が負うものとする。

第4条 甲は、乙から借り受けた容器について、故意、過失の如何にかかわらず、紛失、損傷、その他使用に
耐えざる状態、又は返還することが不可能な状態が生じた時は、甲は直ちに乙に連絡して、別途定め
る弁償金を支払うものとする。容器に附屬するバルブやその部品等を紛失、破損した時もその相当金
額を弁償支払うものとする。

第5条 容器の無償貸与期間を6か月とし、その後は容器が乙に返還されるまで、甲は乙に下記に定めた容器
使用料を支払う。

容器1本につき、1日あたり 金 _____ 円

第6条 甲は、乙から借り受けた容器については、残量の有無にかかわらず安全確保
のためこれを乙に返還する。

第7条 甲が容器を占有している期間、残量に關わらず、乙の保安上の判断により撤収がある。乙は
適宜口頭または書面により、甲にその理由を説明する義務を負うが、甲は乙に対して、容器及び高圧
ガスが撤収されたことによる損失が発生した場合も、なんらの請求も行わない。

第8条 甲が借り受けている容器に起因する事故あるいは事件等によって民事責任が発生した場合、乙の責め
によることか明らかな場合を除き、その責任はすべて管理者である甲が負うものとする。

第9条 容器の再検査費用及び公租公課については乙の負担とする。

第10条 預かり保証金は甲が乙の請求に応じない場合、容器の弁償金・未払いの容器使用料に充當する。

第11条 本契約の有効期間は契約締結の日から3年間とする。但し、有効期間満了の3か月前までに甲乙双
方または一方より異議の申出がない場合はさらに1年間延長されるものとし、以降も同様とする。

第12条 本契約に定めのない事項については甲、乙、誠意を持って円満な解決を図ることとする。

以上本契約締結の証として本書2通を作成し、記名捺印の上各1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲(借主)

住 所
名 称

代表者

印

乙(貸主)

住 所
名 称

代表者

印

高圧ガス容器管理台帳（持ち出し用 様式）

消費事業所名：

容器管理責任者：

持出し年月日	容器記号	容器番号	出納担当者	持出し先名称	帰着年月日
/ /					/ /
/ /					/ /
/ /					/ /
/ /					/ /
/ /					/ /
/ /					/ /
/ /					/ /
/ /					/ /
/ /					/ /
/ /					/ /
/ /					/ /
/ /					/ /
/ /					/ /
/ /					/ /
/ /					/ /

高圧ガス容器及び附属設備年間点検票

実施年月日		■ ■	■ ■	■ ■	■ ■	■ ■	■ ■
容 器	滞留本数						
	内使用終了本数 (老朽期限・使用済等)						
	対処了年月日						
逆 火 防 止 器	全個数						
	一年以内						
	二年以内						
	三年以内						
	対応						
調 整 器	全個数						
	七年以内						
	対応						
ホ ー ス	点検箇所						
	漏洩						
	外観異常						
	交換・対応						
配 管	点検箇所						
	漏洩						
	外観異常						
	対応						
作成		印	印	印	印	印	印